

令和2年5月29日

保護者のみなさまへ

池田市立幼稚園長会
池田市立学校長会
池田市教育委員会
池田市立学校園PTA協議会

分散登校期間中の臨時休業基準について

平素より池田市立学校・園の教育推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、分散登校期間（6月1日～6月12日）において、台風等の非常変災による臨時休業の基準について、すでに配付しております「幼児・児童・生徒の安全確保のために」の1～3を下記のように変更しますので、ご確認ください。

6月15日からは、従来通りの基準といたします。

記

「池田市」に気象警報・土砂災害警戒情報・避難情報等が出ている場合

- ~~午前7時から登校・登園時刻（家を出る前）までの間に、下記①～③の場合、登校・登園を見合わせ、自宅待機してください。（削除）~~
午前7時時点で、下記①～③の場合、臨時休業とします。（変更）
 - ①「池田市」に「特別警報」や「暴風警報」が発表されている場合
（「大雨警報」「洪水警報」は含みません）
 - ②「池田市」に「土砂災害警戒情報」が発表されている場合
 - ③校区で、洪水や土砂災害による「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発表されている場合
- ~~午前9時までに上記警報等が解除された場合、安全に十分注意し、登校・登園してください。なお、給食の予定がある場合は実施いたします。（削除）~~
- ~~午前9時現在、上記警報等が解除されない場合、臨時休業とします。（削除）~~